

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1	都市・まちづくり推進課	大分県盛土情報管理システムの運用保守業務委託	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	2,351,800 円	①委託業務は、盛土情報管理システムの正常な運用を確保・維持するため、システムの運用監視、障害対応、問い合わせ対応及びデータメンテナンス等の運用保守支援業務を行うものである。 ②これを行うためには、本システムの開発に携わり、システムの内容を熟知しており、迅速かつ的確に業務を遂行する専門技術が必要である。 ③上記の条件を満たすのは、本システムの開発を行った株式会社オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2	土木建築企画課	電子入札コアシステム プログラム・サポートサービス委託業務	令和7年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号	一般財団法人 日本建設情報総合センター	3,630,000 円	①本業務は、電子入札システムのベースプログラムである電子入札コアシステムに関し不具合等が生じた場合、当該事項に関する問題解決のためのサポート提供や、機能強化された改訂版の情報提供等、電子入札コアシステムの使用に際してのサポートサービスを行うものである。 ②本件の電子入札システムは、国土交通省等6省47都道府県が採用し実績のある電子入札コアシステムをベースに開発されたものであり、本業者のみが電子入札コアシステムの製造・販売及びコアシステムのサポートサービスをしているため、当該業務を遂行できる相手方はほかにいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3	土木建築企画課	公共事業業務システム維持管理業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17-58	富士通Japan株式会社 九州北部公共ビジネス部	11,815,584 円	①本業務は、公共事業業務システムの維持管理運用に係る業務を行うものである。 ②「公共事業業務システム」は平成13年度から開発に着手し、平成16年度に全部稼働した大規模システムで、その設計・構築から導入までの一連の開発作業は富士通(株)にて委託開発を行ったものである。 ③当該システムの維持管理業務を円滑に行うためには高度の技術力と当該システムに精通し、細部まで熟知していることが要求される。以上のことから、当該システムの維持管理を確実に実施できる業者は富士通Japan 株式会社九州北部公共ビジネス部しかない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4	土木建築企画課	大分県公共事業総合支援システム基本設計業務	令和7年5月26日	大分県大分市金池町2-1-3	株式会社建設技術研究所 大分事務所	24,733,500 円	①本業務は、公共事業総合支援システムの再構築を行うにあたり、新システムの基本設計を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、提案競技(公募型プロポーザル)を実施し、一者から企画提案を受け、本提案競技で定める審査基準に則り審査を行った結果、株式会社建設技術研究所大分事務所の企画提案が審査基準を満たし優れていると判断したため、契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5	大分土木事務所	令和6年度 交防通砂 委 第16-2号 積算補助業務委託	令和7年4月11日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,934,800 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6	大分土木事務所	令和7年度 橋修震単大委第1-2号 積算補助業務委託	令和7年5月2日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	5,088,600 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
7	佐伯土木事務所	令和7年度 ダムメ 委 第5号 積算補助業務委託	令和7年4月14日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,939,200 円	①本業務は、黒沢ダム非常用放流設備更新工事の積算補助業務を行うものである。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8	佐伯土木事務所	令和7年度 交防総河 委 第6号 積算補助業務委託	令和7年4月21日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,817,100 円	①本業務は、堤内川改修事業に伴う新洞橋橋梁上部工事の積算補助業務を行うものである。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9	玖珠土木事務所	令和7年度 道補橋修玖委 第1号 積算補助業務委託 田野野上線	令和7年5月28日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,421,100 円	①本業務は、積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムが必要である。 ③上記システムを有する者は公益財団法人大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10	砂防課	令和7年度交防避促砂委第1号 土砂災害啓発活動業務委託	令和7年4月18日	大分県大分市新川町1-10-43 サーパス新川905	特定非営利活動法人 大分県砂防ボランティア協会	2,420,000 円	①本業務は、土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに、人命、財産被害の防止に資するための啓発活動に加え、実効性のある避難行動を促進するため、地域住民に対し防災講座の開催やハザードマップの点検、地域に応じた避難時のタイムラインの作成及び避難訓練等の指導、助言を行う業務である。 ②これを行うためには、土砂災害防止法に関する高度な見識や行政的な判断力を備えていることが求められる。 ③特定非営利活動法人大分県砂防ボランティア協会は、土砂災害防止に関わるボランティア活動等を目的に、土砂災害の情報提供、災害防止等の支援、砂防事業等に関する調査及び現場管理業務等を行うために設立された団体であり、斜面や渓流の危険度調査、土砂災害警戒区域の指定、砂防・急傾斜地崩壊対策施設の構造や技術基準及び砂防行政に精通し、土砂災害に対して豊富な知見を有しており、本事業の目的を効率的かつ効果的に実施できる唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11	都市・まちづくり推進課	令和7年大分県地価調査委託業務	令和7年4月1日	大分市中島西1丁目2番24号日宝 グランディア中島203号	公益社団法人 大分県不動産鑑定士協会	22,864,380 円	①本業務は、土地取引の基準となる県内303地点の土地の標準価格の鑑定を行うものである。 ②①は、複数の不動産鑑定士による合議により実施する必要がある。 ③上記が可能な者は公益社団法人大分県不動産鑑定士協会だけである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
12	建築住宅課	令和7年度耐震アドバイザー派遣 業務に係る委託契約	令和7年4月4日	大分県大分市新川町2丁目4番48号	一般社団法人 大分県建築士事務所協会	12,937,100 円	①本事業は、住宅の所有者からの依頼による耐震アドバイザー(大分県知事登録の建築事務所に所属する建築士のうち、簡易耐震診断及び耐震改修に関するアドバイザーを行う者で、業務に必要な知識及び技術を習得するための講習を受講した者。)の派遣、調査結果の依頼者への報告及び耐震アドバイザー育成に関する講習の開催に関する業務を行うものである。 ②これを行うためには、建築物に関する専門知識を有する建築士である必要がある。 ③上記の建築士を有する県内唯一の一般社団法人は、一般財団法人大分県建築士事務所協会のみである。当法人は、建築設計業務の進歩改善とその健全な発展を図ることで、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された、建築士事務所で構成された県内唯一の一般社団法人であり、県民に対して公平な立場で相談に応じることができる。更に、建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有する会員を県下各地に擁している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
13	建設政策課	委託料：令和6年度 建政委第1ー3号 建設資材等単価データ作成委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目15ー20	一般財団法人建設物価調査会 九州支部	4,842,200 円	①本業務は、工事や業務の積算に使用する資材単価のうち、「建設物価」及び「土木コスト情報」に掲載されている資材単価の抽出及び電子化作業を行うものである。 ②大分県土木建築部が発注する公共工事の積算において、設計書に計上する建設資材単価は、物価資料（「建設物価」「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均処理して決定している。 ③当該データの著作権を有する者は一般財団法人建設物価調査会 九州支部のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
14	建設政策課	委託料：令和6年度 建政委第1ー4号 建設資材等単価データ作成委託	令和7年4月1日	福岡県福岡市博多区博多駅前2ー3ー7	一般財団法人経済調査会 九州支部	6,633,000 円	①本業務は、工事や業務の積算に使用する資材単価のうち、「積算資料」及び「土木施工単価」に掲載されている資材単価の抽出及び電子化作業を行うものである。 ②大分県土木建築部が発注する公共工事の積算において、設計書に計上する建設資材単価は、物価資料（「建設物価」「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均処理して決定している。 ③当該データの著作権を有する者は一般財団法人経済調査会 九州支部のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15	建設政策課	令和7年度 建政DX委第1号 大分県ICT講習会運営等業務委託	令和7年5月12日	静岡県富士市大淵3154番地	一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所	8,240,100 円	①本業務は、県内建設会社の技術者を対象に、ICTに関する技術力向上のための講習会・相談会の運営を行うものである。 ②これを行うためには、ICT技術に関する高度な技術力と情報量及び官公庁への技術支援実績が必要である。 ③一般社団法人日本建設機械施行協会施工技術総合研究所が、上記の技術力及び実績を有する唯一の業者である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16	公園・生活排水課	令和7年度パートナーシップ業務履行委託（大分スポーツ公園）	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町1-8	株式会社大宣	16,178,000 円	①本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等のネーミングライツに関し、県がクラサスキミカル株式会社と締結したパートナーシップ協定に基づくパートナーシップ業務（総合競技場等の施設の名称表示サイン及び広告看板の保守・点検及び維持・管理、施設の使用权の提供、地域貢献・スポーツ振興事業の実施）である。 ②本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等の管理者としての権限に基づいて実施すべきもの、ノウハウがなければ実施できないもので構成されており、またクラサスキミカル株式会社の意向も反映して効果的・効率的に実施しなければならない。 ③上記の理由から、指定管理者である株式会社大宣に委託して実施する旨を協定に規定している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
17	公園・生活排水課	令和7年度大分スポーツ公園駐車場 満空情報システム運用保守業務委託	令和7年4月1日	大分県大分市中島西2丁目1番2号	株式会社アーネット	4,682,700 円	①本業務は、大分スポーツ公園駐車場の満車空車情報を提供するため、大分県が構築した駐車場満空情報システムの円滑な運用維持と障害に対応するための保守及び予防保全を行う業務である。 ②満空情報システムの構成要素は、管理サーバ、スマートフォンアプリ、車両入出庫データ通信装置、管理運用WEB画面と技術的に多岐にわたるため、想定外のトラブルの原因特定作業に際しては、本システムの構造や動作に熟知し、専門的な技能を有する必要がある。 ③上記の要件を満たすのは、本システム開発を行い、システムの構造や動作に熟知した株式会社アーネット以外にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
18	大分土木事務所	令和7年度上期（4月～9月）大分港港湾施設清掃委託業務	令和7年4月1日	大分県大分市豊海1丁目1番10号	一般社団法人大分港清港会	6,116,000 円	①本業務は大分港の除草業務である。 ②左記団体は日常的に港内を巡回し、清掃活動を行っていることから当該委託と一貫作業が可能となる。 ③大分市が処分費の免除を行っていることから、経済的かつ適正な事業執行が可能となるため左記団体と随意契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第7号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
19	大分土木事務所	令和7年度 砂関 委 第1号 積算補助業務委託	令和7年4月24日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	2,915,000 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
20	大分土木事務所	令和7年度 無電改国大委 第2-95号 国道442号(宗方拡幅)電線共同溝整備事業に伴う管路工事委託	令和7年6月4日	福岡県福岡市博多区東比恵2丁目3-7	NTTインフラネット株式会社 西日本事業本部 九州事業部	2,032,800 円	①本業務は、電線共同溝と各電気需要者とを接続する引込管路、既存の電気設備へ接続する連系管路並びに連系設備工を行うものである。 ②これを行うためには、保安上の観点、引込設備との調整等から電線管理者による施工が妥当である。 ③上記電線管理者はNTTインフラネット(株)である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
21	大分土木事務所	令和7年度 港起債大委 第3号 コンテナクレーン更新工事管理業務委託	令和7年6月12日	東京都港区西新橋1-20-9TSRビル	一般社団法人 港湾荷役システム協会	16,533,000 円	①本業務は、大分港大在地区の2号コンテナクレーン更新工事に伴う工事管理業務である。 ②業務遂行に当たっては、港湾の荷役機械等に精通した特殊な技術力と豊富な経験、判断力を有していることが不可欠である。 ③港湾荷役機械(関連施設を含む)及びこれらを効率的に運用するシステム、並びに港湾工事用機械(関連施設を含む)の開発を促進し、輸送の合理化と港湾の発展に寄与することを目的として設立された唯一の公的機関である一般社団法人 港湾荷役システム協会と随意契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
22	佐伯土木事務所	令和7年度 防安地改佐委第2号 古江丸市尾線 積算補助業務委託	令和7年5月20日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	3,766,400 円	①本業務は、トンネルにおける積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
23	玖珠土木事務所	令和7年度 道改単債玖 第13号 道路改良工事 玖珠山国線	令和7年6月20日	大分県玖珠郡九重町大字右田719-3	(株)井原組	5,467,000 円	①本業務は、緊急工事を行うものである。 ②これを行うためには、現地に精通していることが必要である。 ③上記業者は株式会社井原組である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
24	日田土木事務所	令和7年度 道補橋修日委第1号 積算補助業務委託	令和7年6月18日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	5,391,100 円	①本業務は、橋梁補修工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
25	日田土木事務所	令和7年度 道補橋修日委第1-2号 積算補助業務委託	令和7年6月18日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人 大分県建設技術センター	7,609,800 円	①本業務は、橋梁補修工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
26	日田土木事務所	令和7年度 河改単日委第1号 積算補助業務委託	令和7年6月23日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	3,433,100 円	①本業務は、市道露木線(露木橋)で施工予定の河川等災害関連工事における積算補助業務を行うものである。 ②設計額を算出するためには、技術的な知識・経験はもちろんのこと、各工種の単価、県所定の諸経費率等を把握する必要があるが、県では諸経費率等の公表を行っていないため、民間企業への発注は困難な状況である。 (公財)大分県建設技術センターは、県と共通の土木積算システムを設置しており、センター職員は関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平の形で最適な工事費の積算が行える。また、予定価格設定の基礎となる積算業務は、守秘性が求められることから、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技術センターへの委託が適している。 ③以上より、(公財)大分県建設技術センターと随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
27	道路保全課	令和7年度 振動特性による路面調査及び舗装点検台帳作成業務	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番58号	富士通Japan株式会社 九州北部公共ビジネス部	12,451,032 円	①本業務は、道路パトロール支援サービスを活用し、大分県が管理する道路の路面調査を行うことにより、路面の凹凸情報を把握し、補修の候補箇所を抽出するとともに、安全な交通の確保及び効率的な維持管理を行うために必要な情報を得ることを目的とする。道路パトロール支援サービスは、道路管理者が行う舗装の点検業務や道路パトロール業務の効率化を目的として富士通Japan(株)が開発したものである。平成29年度から、本システムの導入により、「路面調査の省力化」や「道路パトロール業務における異常箇所のデータベース化」など効率的な道路の維持管理が行われている。 ②当該サービスの維持保守管理作業や点検台帳の作成には、高度な専門性(知識、技術)を必要とする。 ③上記に対応できるSE(システムエンジニア)を確保でき、これまでに蓄積されたデータの利活用も可能である富士通Japan(株)九州北部公共ビジネス部と契約したものの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
28	道路保全課	令和7年度 道路交通情報委託業務	令和7年4月1日	東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	公益財団法人 日本道路交通情報センター	15,458,300 円	①本業務は、安全で快適な道路行政を行うため、県が管理する道路について情報を収集・整理し道路利用者への提供を行うものである。 ②これを行うためには、全国の道路・交通管理機関と連携して、道路及び交通に関する情報を収集し提供することが必要である。 ③上記ができるのは、県下全域の道路交通情報を保有している全国で唯一の団体である公益財団法人日本道路交通情報センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
29	港湾課	令和7年度 ホーバーターミナルおおいた(西大分)駐車場運営管理業務委託	令和7年4月1日	大分市花園2丁目11番23号	株式会社南部電気工事	4,888,444 円	①本業務は、ホーバーターミナルおおいた(西大分)駐車場の運営管理を行うものである。 ②本駐車場に設置しているゲート式全自動料金精算システムは、三菱プレジジョン株式会社の製品である。この機械には、同社の駐車場運営管理支援システムが組み込まれており、同社と無関係の者が介入する余地はない。 ③しかしながら、三菱プレジジョン株式会社は顧客との直接契約は行っておらず、代理店との契約しかしないことから、同社の県内唯一の代理店である株式会社南部電気工事と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
30	港湾課	令和7年度 大分港西大分地区駐車場管理運営業務委託	令和7年4月1日	福岡県北九州市小倉南区湯川2丁目9番22号	アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所	5,689,200 円	①本業務は、大分港西大分地区駐車場の運営管理を行うものである。 ②本業務内容のうち駐車場機器の設置については、令和3年7月に一般競争入札により設置し、令和5年に全自動精算機のキャッシュレス対応改修を設置業者にて行っている。 ③上記より、機械器具の設置業者であるアマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所しか取り扱いができないため同社と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
31	砂防課	令和7年度交防調砂委第213-21号 区域設定確認業務委託契約	令和7年5月2日	大分市新川町1-10-43 サーバス新川905	特定非営利活動法人 大分県砂防ボランティア協会	5,775,000 円	①本業務は各土木事務所が発注する土砂災害防止法に基づく基礎調査において、土石流の堆積範囲等の確認を行う「区域設定照査」の補助業務である。 ②これを実施するにあたっては、土砂災害及び基礎調査区域設定に関する高度な見識や行政的な判断力を備えていることが求められる。 ③左記委託先は、砂防業務に長年携わった県職員OBを中心とした組織であり、斜面や渓流の危険度調査、砂防設備・急傾斜崩壊対策施設の構造や技術基準及び砂防行政事務に精通し、土砂災害に対して豊富な知見を有しており、区域設定照査に関し高度な見識を備えている。そのため、本業務の目的を達成することについては、上記団体が効率的かつ効果的に唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
32	土木建築企画課	令和7年度高校生向け建設現場学習会委託業務	令和7年5月27日	大分県大分市荷揚町4-28	一般社団法人大分県建設業協会	2,663,100 円	①本業務は、高校生向けに建設現場を体験する機会を設けるものである。 ②これを行うためには、建設業に関する各種研修事業等の経験が豊富なこと、各支部を有し建設現場との連絡調整を円滑に行うことが可能であることが必要である。 ③上記の経験やネットワークを有する者は一般社団法人大分県建設業協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
33	大分土木事務所	令和7年度 都計改委第1-4号 積算補助業務委託	令和7年7月2日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	2,390,300 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
34	大分土木事務所	令和7年度 都計改委第1-5号 積算補助業務委託	令和7年7月2日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	2,624,600 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
35	大分土木事務所	令和7年度 港整交改委 第13号 積算補助業務委託	令和7年7月25日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	5,753,000 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
36	竹田土木事務所	令和7年度 防災単自竹第1-2号 測量委託	令和7年6月16日	大分県竹田市大字吉田2041番地1	株式会社豊西測量設計	2,948,000 円	①令和7年6月12日の局地的豪雨により一般県道高森竹田線の路肩路面が被災したため、その復旧工事を行うための測量業務である。 ②業務の実施にあたっては、災害査定申請を行うため緊急性を要しており、早期に実施する必要がある。 ③当該業務に精通している株式会社豊西測量設計と随意契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
37	竹田土木事務所	令和7年度 防災単自竹第1ー5号 設計委託	令和7年6月16日	大分県大分市畑中二丁目7番42号	東洋技術株式会社	11,495,000 円	①令和7年6月12日の局地的豪雨により一般県道高森竹田線の路肩路面が被災したため、その復旧工事を行うための設計業務である。 ②業務の実施にあたっては、災害査定申請を行うため緊急性を要しており、早期に実施する必要がある。 ③当該業務に精通している東洋技術株式会社と随意契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号
38	竹田土木事務所	令和7年度 防災単自竹第1ー3号 調査委託	令和7年6月16日	大分県臼杵市江無田251番地	株式会社アストソイル	7,865,000 円	①令和7年6月12日の局地的豪雨により一般県道高森竹田線の路肩路面が被災したため、その復旧工事を行うための調査業務である。 ②業務の実施にあたっては、災害査定申請を行うため緊急性を要しており、早期に実施する必要がある。 ③当該業務に精通している株式会社アストソイルと随意契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号
39	豊後大野土木事務所	令和7年度 交防通砂委第290号 積算補助業務委託	令和7年4月7日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	2,519,000 円	①本委託は、砂防堰堤工事における積算補助業務である。 ②設計額を算出するためには、各工種の単価、県所定の諸経費率等を把握する必要がある。 ③上記の技術を有する者は、(公財)大分県建設技術センターである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
40	建築住宅課	令和7年度 県営住宅管理システム運用支援サービス委託	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番58号	富士通Japan株式会社 九州北部公共ビジネス部	2,418,108 円	①本業務は、県営住宅管理システムの正常な運用を確保・維持するため、システム運用面でのサポートと定期的なメンテナンス及び障害発生時の復旧等の運用支援業務を行うものである。 ②これを行うためには、当初から当該システムの開発に携り、内容を熟知していることが必要である。 ③上記を満たす者は、富士通Japan株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
41	建築住宅課	令和7年度木造住宅耐震低コスト工法普及促進業務委託契約	令和7年4月4日	大分県大分市新川町2丁目4番48号	一般社団法人大分県建築士事務所協会	3,022,800 円	①本業務は、木造住宅の耐震改修において、住宅所有者の費用負担軽減を目指し、設計・施工に携わる技術者を対象に、耐震改修の低コスト化を図るための演習型講習会を通じて技術者育成を実施する目的とするものである。 ②これを行うためには、耐震に関する専門的な知識や経験が必要であることと、耐震アドバイザー育成および診断士育成と一体的に行う必要がある。 ③上記の耐震に関する専門的な知識や経験を有する県内唯一の一般社団法人は、一般財団法人大分県建築士事務所協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
42	建築住宅課	令和7年度火災共済委託契約	令和7年5月23日	東京都港区虎ノ門2丁目3番17号	公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構	9,645,395 円	①当業務は、令和7年度の県営住宅等の火災による損害修復等について、共済事業を行うものである。 ②これには、公営住宅を経営する地方公共団体から地方自治法第263条の2の規定に基づく委託を受けて、公営住宅の火災による損害について相互救済事業等を行っており、営利を目的としない公益事業であることが適切である。 ③上記について、委託することができる全国的な公益法人は当該機構のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
43	建築住宅課	令和7年度大分県住宅・住環境 施策に係る調査分析業務委託	令和7年6月23日	東京都文京区本郷7－3－1	国立大学法人東京大学	6,787,000 円	①本業務は、空き家等を活用した低廉な子育て世帯向け戸建て賃貸住宅の供給の促進を目的とした「こどもまんなか住環境整備事業」の一環で行う調査分析業務である。 ②上記事業は、全国的に事例のない取組であることから、本業務では、全国における参考事例や子育て関係者、事業者の意見などをつまびらかに調査し、慎重に分析を行うこととしており、この調査分析には、住宅・住環境に関する最先端の知識や分析力が必要である。 ③東京大学高齢社会総合研究機構は、想定を上回る少子高齢社会が進行する中、新たな地域社会の在り方をエビデンスベースで政策提言するなど住宅・住環境分野に関する最先端の知識や分析力を有し、同分野を牽引する立場にある。また、本県は同機構と住宅・住環境施策に関する協定を締結し、安心して子育てしやすい住環境づくりに連携して取り組んでいる。 以上のことから、本業務を遂行できるのは、同機構を擁する上記の大学だけである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
44	建築住宅課	番号制度変更対応及び収納登録 速報データ改修等県営住宅管理 システム改修委託業務	令和7年6月26日	大分県大分市東春日町17番58号	富士通Japan株式会社 西日本公 共公共ビジネス部	9,789,120 円	①本業務は県営住宅管理システム（以下「システム」という。）のマイナナンバーに関する標準レイアウト変更の対応及び、バーコード収納情報の速報データを反映するための改修を行うものである。 ②これを行うためには、当初から当システムの開発に携り、内容を熟知していることが必要である。 ③上記を満たす者は、富士通Japan株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
45	土木建築企画課	令和7年度建設業許可・経営事 項審査電子申請システム及び建 設業情報管理システム電算処理 業務委託契約	令和7年4月1日	東京都中央区日本橋大伝馬町14 番1号	一般財団法人 建設業情報管理セ ンター	8,708,876 円	①本業務は、建設業における電子申請システムの管理・運営や経営事項審査結果、建設業許可の情報処理を行うものである。 ②これを行うためには、建設業許可に係るデータベースの構築・管理等が必要である。 ③上記を有する者は一般財団法人建設業情報管理センターのみである。 ④単価契約：システム基本料 55,000円/1ID、建設業許可電算処理料 2,200円/1処理、経営事項審査電算処理料 702円/1処理	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
46	大分土木事務所	令和7年度 樋門等操作委託	令和7年4月1日	大分市荷揚町2番31号	大分市	8,072,395 円	①本業務は、河川水位が上昇し支川からの洪水を防止するため、大分市内の樋門等の開閉及び維持点検を行うものである。 ②これを行うためには、長年にわたり樋門等の管理・操作を行っている消防団（水防団）に依頼することが最適である。 ③大分市で消防団（水防団）を統括しているのは大分市である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
47	大分土木事務所	令和7年度 港起債大委 第4号 積算補助業務委託	令和7年8月7日	大分県大分市向原西1丁目3番33 号	公益財団法人大分県建設技術セン ター	2,421,100 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物（設計書）は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格（最低制限価格）設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する（公財）大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
48	道路保全課	令和7年度 豊肥本線豊後竹田・朝地間89k080m付近千引橋橋梁補修に係る委託契約	令和7年6月4日	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号	九州旅客鉄道株式会社	162,421,000 円	①千引橋(国道442号 竹田市挾田)は、橋梁の塗装に低濃度PCBが含まれており、令和8年度末迄の処分が必要となるため、令和3年度より橋梁補修事業に着手している。 ②本橋はJR豊肥本線を跨ぐ跨線橋となっており、橋梁補修工事に際し、鉄道敷地内での作業を必要とする。 ③当該箇所が九州旅客鉄道株式会社管理区域内であることから、JR営業線への影響を考慮し、工事の一部を同会社に委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
49	道路保全課	日豊本線 坂ノ市～幸崎間149k68m付近 細跨線橋外9橋の点検調査に係る委託契約	令和7年6月27日	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号	九州旅客鉄道株式会社	23,996,000 円	①本業務は、細跨線橋外9橋の橋梁点検委託業務を実施するのに必要となる「電車線防護工、足場工」を委託するものである。 ②当該業務は、JR営業線に影響を及ぼすため、列車の運転保安上、鉄道施設の管理者に委託する必要がある。 ③業務箇所が九州旅客鉄道株式会社管理区域内であることから、九州旅客鉄道株式会社に委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
50	大分土木事務所	令和7年度 防安地橋耐大委第5号 積算補助業務委託	令和7年4月25日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	4,011,700 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
51	大分土木事務所	令和7年度 無電交安大委第4号 積算補助業務委託	令和7年7月22日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	5,190,900 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
52	佐伯土木事務所	令和7年度 災国応道 第60号 赤木吹原佐伯線 道路災害復旧工事	令和7年9月12日	大分県佐伯市女島2-9029-1	株式会社 丸和土木	4,367,770 円	①本工事は、一般県道赤木吹原佐伯線において災害復旧を行う工事である。 ②当該地区では、令和7年9月の台風15号により、護岸の基礎が洗掘され、背面土砂が流出し路面沈下及びクラックが発生している。 早急に対応する必要があるが本被災地の半径2kmに適当な迂回路が存在せず、交通に著しい支障があるため、先行して緊急仮道及び護岸の決壊防止対策の施工が必要となる。 ③円滑かつ早期に対応が可能かつ高度な技術力を有し現地に精通しているのは(株)丸和土木のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号
53	佐伯土木事務所	令和7年度 河災調単佐 委 第1号 床木川 測量設計委託	令和7年9月12日	大分県佐伯市城西西町4-24	佐伯調査 株式会社	2,992,000 円	①本業務は令和7年9月の台風15号により被災した施設の測量設計を行うものである。 ②上記箇所は早急に測量設計を行い災害査定を受ける必要がある。 ③類似業務の実績があり、現地に精通し迅速な対応が可能なのは佐伯調査株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号
54	佐伯土木事務所	令和7年度 河災調単佐 委 第1-2号 大越川 測量設計委託	令和7年9月12日	大分県佐伯市弥生大字井崎495-2	株式会社 サザンテック	3,245,000 円	①本業務は令和7年9月の台風15号により被災した施設の測量設計を行うものである。 ②上記箇所は早急に測量設計を行い災害査定を受ける必要がある。 ③類似業務の実績があり、現地に精通し迅速な対応が可能なのは株式会社サザンテックのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号

土木建築部		随意契約件数	62件	金額		564,724,704 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
55	佐伯土木事務所	令和7年度 河災調単佐 委 第1-3号 堅田川 測量設計委託	令和7年9月12日	大分県佐伯市大字上岡2270	九建設計 株式会社	5,445,000 円	①本業務は令和7年9月の台風15号により被災した施設の測量設計を行うものである。 ②上記箇所は早急に測量設計を行い災害査定を受ける必要がある。 ③類似業務の実績があり、現地に精通し迅速な対応が可能なのは九建設計株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号
56	竹田土木事務所	111 令和7年度 交防総河委 第7号 積算補助業務委託	令和7年8月6日	大分県大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	2,817,100 円	①本業務は橋架替に係る橋梁上部工における積算補助業務委託である。 ②客観的、公平で最適な工事費の積算を行うためには県と共通の土木積算システムと、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富な従事者が必要である。 ③上記の条件を満たすのは(公財)建設技術センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
57	玖珠土木事務所	令和7年度 単急対玖 第3号 急傾斜地崩壊対策工事 小平谷地区	令和7年9月1日	大分県玖珠郡九重町湯坪945番地	有限会社泉水緑化産業	3,630,000 円	①本業務は、現在施工中工事の現場内において、崩落した切土法面の安定性を確保する工事を行うものである。 ②これを行うためには、早期に対応ができる、施工中工事の受注者である必要がある。 ③上記業者は有限会社泉水緑化産業である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号
58	玖珠土木事務所	令和7年度 河災調単玖委 第1号 測量設計委託 山浦川、外	令和7年8月22日	大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇163-8	公月測量設計 株式会社	5,907,000 円	①本業務は、令和7年8月の前線豪雨により被災した山浦川等の測量設計を行うものである。 ②これを行うためには、現地に精通しており早急に対応が可能な者が必要である。 ③上記に該当する者は公月測量設計(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号
59	豊後大野土木事務所	令和7年度 交防通砂委第215号 積算補助業務委託	令和7年8月4日	大分市向原西1丁目3番33号	公益財団法人大分県建設技術センター	4,364,800 円	①本業務は、砂防堰堤工事における積算補助業務である。 ②設計額を算出するためには、各工種の単価、県所定の諸経費率等を把握する必要がある。 ③上記の技術を有する者は、(公財)大分県建設技術センターである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
60	道路保全課	令和7年度 道路情報板管理システム改修委託業務	令和7年8月1日	福岡県福岡市中央区舞鶴1-1-10	星和電機株式会社 福岡営業所	6,325,000 円	①本業務は、道路情報板管理システムにおいて、職員配備パソコンからの操作を可能とするシステム改修業務を委託するものである。 ②本業務を円滑に行うにあたり、導入時における知見に加え、操作端末からの更新情報を現地の道路情報板へ遅延なく確実に標示させる高度な技術力、また、当該システムに精通し、細部まで熟知していることが要求される。 ③以上のことから、「道路情報板管理システム」の開発元であり、導入時における設計、構築までの一連の作業を行っている星和電機株式会社福岡営業所に委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
61	用地対策課	一般国道10号改築工事(高江拡幅)第3事件に係る裁決申請における物件移転補償額の鑑定委託業務	令和7年9月2日	大分県大分市城崎町2-4-7	長嶋補償コンサルタント 株式会社	2,686,200 円	①本業務は、準司法的性質を持つ収用委員会が、収用裁決にあたりその判断に必要な土地関係者に対する補償費の算定を委員会独自に行うものである。 ②収用手続に至る事案は少なく、収用手続に必要な土地調査の作成や物件明渡調査の作成には専門的な知識が求められ、調査の作成には裁決手続に精通した専門の補償業務管理士の資格が必要である。今回の再算定業務には通常の物件補償費再算定業務に加えてこのような収用手続に係る専門的な知識と経験が不可欠な業務となっている。 また、収用委員会が裁決にあたり、審理の結果に影響を与えないよう極力外部の影響を排除し、対象事業の工期に影響を与えないよう迅速に短期間で裁決を行う必要がある。 ③上記の収用裁決申請書の作成に必要な補償業務管理士や、建築士等の有資格者を多数有するとともに、過去5年における収用裁決申請事件の裁決申請書作成業務を県内で唯一受託した業者であるのは長嶋補償コンサルタント株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

土木建築部		随意契約件数		62件		金額		564,724,704 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項	
62	用地対策課	一般国道10号改築工事(高江拡幅)第2事件に係る物件移転補償額等の再算定業務委託	令和7年9月2日	大分県大分市城崎町2-4-7	長嶋補償コンサルタント 株式会社	3,147,100 円	①本業務は、準司法的性質を持つ収用委員会が、収用裁決にあたりその判断に必要な土地関係者に対する補償費の算定を委員会独自に行うものである。 ②収用手続に至る事案は少なく、収用手続に必要な土地調書の作成や物件明渡調書の作成には専門的な知識が求められ、調書の作成には裁決手続に精通した専門の補償業務管理士の資格が必要である。今回の再算定業務には通常の物件補償費再算定業務に加えてこのような収用手続に係る専門的な知識と経験が不可欠な業務となっている。 また、収用委員会が裁決にあたり、審理の結果に影響を与えないよう極力外部の影響を排除し、対象事業の工期に影響を与えないよう迅速に短期間で裁決を行う必要がある。 ③上記の収用裁決申請書の作成に必要な補償業務管理士や、建築士等の有資格者を多数有するとともに、過去5年における収用裁決申請事件の裁決申請書作成業務を県内で唯一受託した業者であるのは長嶋補償コンサルタント株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	